

第4章

目標達成のための取り組み

第3章では「生活」「自然」「快適」「循環」「参加」「地球環境」の環境ビジョン及びそれらを実現するための18の基本目標を掲げました。

この章では、各基本目標を達成するための取り組みの基本的な考え方と、平成15（2003）年度から目標年次である平成29（2017）年度までに市・市民・市民団体・事業者が取り組むべき内容を示しています。

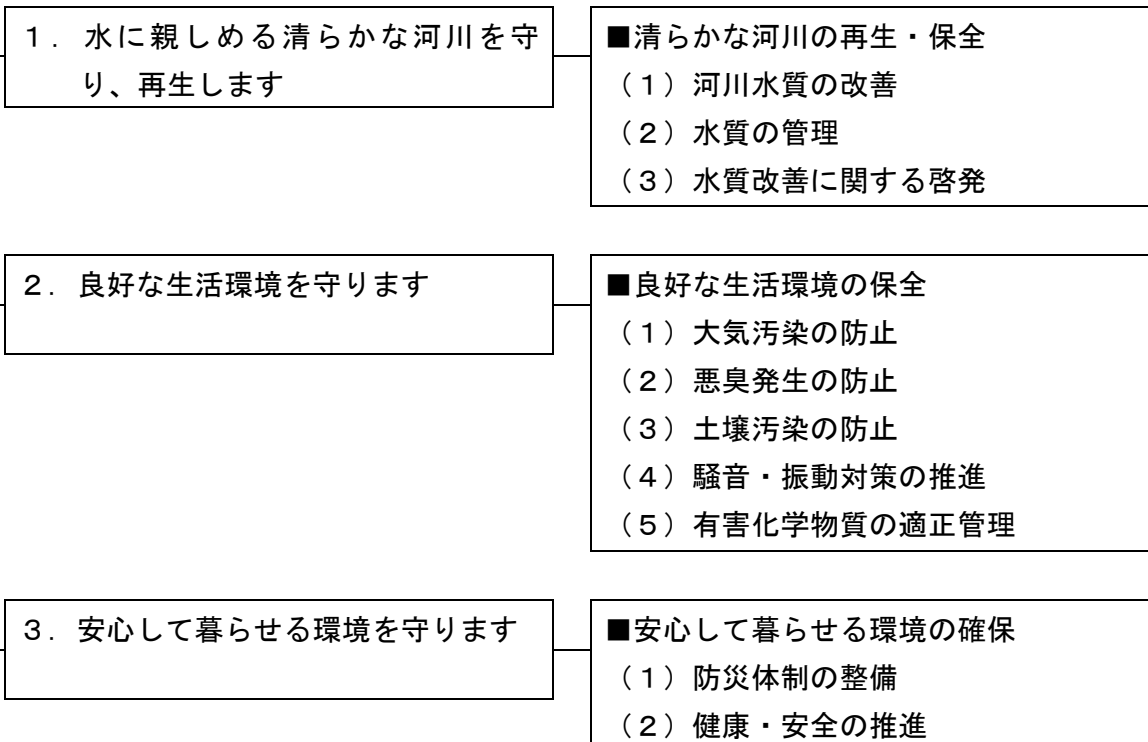
生活

◆環境ビジョン◆

安心・安全で健康に暮らせるまち

基本目標

取り組み



◆環境指標と目標値◆	現況 (H12)		目標 (H29)
BOD10mg/l 以下の調査地点の割合	43%	→	100%
公害苦情件数	114 件	→	減らす
川や池の水のきれいさに対する満足度	13%	→	50%
事業認可区域の公共下水道への接続率	69%	→	100%

生活の重点的取組内容

身近な河川の美化および水質改善



1. 清らかな河川の再生・保全

水に親しめる清らかな河川への再生・保全を目指し、将来に向かって良好な水質を確保することを目的として、以下の取り組みを行います。

(1) 河川水質の改善

生活排水からの水質汚濁物質を削減するため、公共下水道の整備や合併処理浄化槽の普及などを促進するとともに、日常生活においても水質汚濁物質をできる限り流さないようにします。さらに、事業所からの水質汚濁物質を削減します。

(2) 水質の管理

清らかな河川の再生・保全に向けて水質改善の状況を点検するため、定期的に水質調査を行い、汚濁状況を把握します。

(3) 水質改善に関する啓発

水質の改善を効果的に進めるため、全ての人々が排水に関する意識を高めるよう、啓発活動を展開していきます。

《市の取り組み》

- ・ 公共下水道の早期接続を進めるため、融資制度の利用促進に努めます。
- ・ 公共用水域の水質調査を行い、結果を公表します。
- ・ 事業活動の排水による汚濁防止のため、規制・指導に努めます。
- ・ 生活排水対策に関する啓発を行います。

《市民の取り組み》

- ・ 排水への環境負荷（化学洗剤、生活雑排水等）の低減に努めます。
- ・ 公共下水道の供用開始区域では公共下水道を速やかに利用するよう努めます。
- ・ 公共下水道の事業認可区域外では、合併処理浄化槽を設置するよう努めます。
- ・ 河川の美化活動に参加するよう努めます。

《市民団体の取り組み》

- ・ 河川の美化活動の実施に努めます。
- ・ 身近な河川で水質調査、水辺の生き物調査の実施に努めます。

《事業者の取り組み》

- ・ 排水への環境負荷（化学薬品、農薬等、産業雑廃水等）の低減に努めます。
- ・ 市が行う水質調査に協力します。
- ・ 河川の美化活動に協力します。
- ・ 法律や条例に基づく届出を行い、汚濁物質の排出基準を守ります。

2. 良好な生活環境の保全

良好な生活環境を保全するため、公害対策、有害化学物質についての情報収集と適切な管理等の課題に対して以下の取り組みを行います。

(1) 大気汚染の防止

市民が健康に暮らすことができるよう、自動車交通対策や各種発生源対策の強化などにより、きれいな空気を確保します。

(2) 悪臭発生の防止

さわやかな空気の中で快適に生活できるよう、生活環境における悪臭対策に取り組めます。

(3) 土壌汚染の防止

地下水や農作物に影響を及ぼす土壌汚染の防止に取り組めます。

(4) 騒音・振動対策の推進

自動車や工場、日常生活による騒音が問題となっています。生活環境の快適性を確保するため、騒音・振動対策に取り組めます。

(5) 有害化学物質の適正管理

有害化学物質に関する情報収集に努めるとともに、その適切な管理に取り組めます。

《市の取り組み》

- ・定期的に大気や騒音・振動の環境測定を実施し、結果を公表します。
- ・公共交通機関の利便性向上に努めます。
- ・自転車の利用しやすい道路整備に努めます。
- ・公用車への低公害車・低排出ガス車の導入を進めます。
- ・公害・野焼き・不法投棄に対する監視・指導に努めます。
- ・河川や水路の浚渫に努めます。
- ・家畜のふん尿による悪臭を防止するよう指導します。
- ・ごみ収集のルールに関する啓発を行います。
- ・工場排水の規制・指導に努めます。
- ・有害化学物質による土壌汚染の監視・指導に努めます。
- ・環境保全型農業の推進に努めます。
- ・公共工事の実施時には、低騒音型の工法を採用する等、周辺への配慮をします。
- ・有害化学物質の適正管理に対する指導に努めます。
- ・有害化学物質に関する各種の情報を収集し、公開します。



《市民の取り組み》

- 自転車や公共交通機関等を利用し、自家用車の利用削減に努めます。
- 側溝の定期的な清掃に努めます。
- ごみ収集のルールを守り、ステーションの清掃管理に努めます。
- 浄化槽の適正管理に努めます。
- 低農薬による農産物の積極的な購入に努めます。
- 不法投棄は行いません。
- 日常生活の騒音で近隣の人に迷惑をかけないように配慮します。
- 化学肥料や除草剤・殺虫剤等の化学薬品の適正な使用に努めます。

《市民団体の取り組み》

- 不法投棄や野焼きの防止を地域ぐるみで呼びかけます。
- 自家用車の利用削減に関する啓発に努めます。

《事業者の取り組み》

- 排出ガスの適正処理や粉塵の発生抑制に努めます。
- 野焼きは行いません。
- 法律や条例に基づく届出を行い、大気汚染物質の排出基準を守ります。
- 低公害車・低排出ガス車の導入に努めます。
- 悪臭に関する法規制等を守り、悪臭発生を防止します。
- 土壌汚染に係る環境基準を守ります。
- 化学薬品の使用と処理は適切に扱い、事業所敷地の汚染防止に努めます。
- 農薬や化学肥料などの適正な使用に努めます。
- 不法投棄は行いません。
- 近隣住民の生活時間帯に配慮した作業に努めます。
- 法律や条例に基づく届出を行い、騒音・振動を防止します。
- 事業所や建設現場での低騒音、低振動型の機械使用や工法の導入に努めます。
- 有害化学物質を適正に管理し、情報を公開します。
- ダイオキシン類が発生しない商品の製造、販売に努めます。
- ゴミの焼却は、法律に適合した焼却炉を使用します。



3. 安心して暮らせる環境の確保

安心して暮らせる環境を確保するため、大規模災害等の非常時に対応できる消防を含めた防災体制の整備、市民の防災意識の高揚、災害などに関する情報提供、地域ぐるみでの防犯体制の見直し、健康に暮らすための情報提供など、生活環境の整備を行います。

(1) 防災体制の整備

防災の施設整備や、地域の自主防災組織の整備に対する取り組みを進めるとともに、日常的な備えをしておくことが必要です。

(2) 健康・安全の推進

隣組などの、昔ながらの地域とのつながりを見直し、防犯に対する意識を高めていきます。また、安全な食生活への関心を持ち、健康に配慮します。

《市の取り組み》

- ・災害時に即応できる組織・体制の整備を進めます。
- ・救急の高度化や、消防力の強化を進めます。また、AED の設置箇所の増加、使用方法の啓発を行います。
- ・AED の、コンビニや駅等への設置促進に努めます。
- ・防災ハンドブックを作成、配布し、防災意識を啓発します。
- ・地域防災計画に基づき、災害時に最低限必要な物資等を備蓄します。
- ・関係機関・団体等と連携した大規模な防災訓練を実施します。
- ・地域の自主防災組織を支援します。
- ・防災情報をタイムリーに提供します。
- ・ボランティアによる防災活動の環境整備に努めます。
- ・ライフライン機能の確保に努めます。
- ・市の総合排水計画を推進し、適宜見直しを行います。
- ・排水ポンプ場や排水機場の適正な維持管理を行います。
- ・地域の防犯体制の整備を促進し、防犯意識を啓発します。
- ・街灯の整備を進めます。
- ・青少年の健全育成・非行防止を推進します。
- ・食中毒の予防意識を啓発します。
- ・食品添加物に関する情報の提供に努めます。

《市民の取り組み》

- ・日頃から災害に対する備えに努め、地域の防災組織への参加を心がけます。
- ・日頃から地域との連携を深め、防犯意識を高めるよう努めます。
- ・防犯組織の活動に参加するよう努めます。
- ・低農薬・無添加の食品を購入するよう努めます。

《市民団体の取り組み》

- ・自主的に防災組織づくりを行い、地域に即した防災体制の整備に努めます。

《事業者の取り組み》

- ・地域の防災や防犯体制の整備に協力します。
- ・防災訓練に参加・協力します。



自然

◆環境ビジョン◆

多様な生き物が暮らす豊かな自然を守り育てるまち

基本目標

取り組み

4. 多様な動植物が生息・生育できる自然環境を守り育てます

- 多様な動植物が生息・生育できる自然環境の再生・保全・創造
- (1) 多様な動植物の生息・生育環境や生態系の保全・創造
- (2) 身近な自然環境の再生・保全
- (3) 動植物の保全に関する意識の高揚

5. 河川・地下水に恵まれた豊かな水環境を守り育てます

- 豊かな水環境の保全・創造
- (1) 美しい水辺環境の保全と再生
- (2) 豊かな地下水の保全

6. 自然と調和した農業、田園環境を守り育てます

- 自然と調和した農業、田園環境の保全・創造
- (1) 地元産農産物の消費促進と農地の有効活用
- (2) 低農薬、無農薬、有機栽培等の振興

7. 山砂利採取跡地を含む東部丘陵地の自然環境を守り、再生します

- 東部丘陵地の自然環境の再生・保全
- (1) 東部丘陵地の豊かな自然環境の再生・保全
- (2) 山砂利採取地区の制限
- (3) 山砂利採取跡地の修復

◆環境指標と目標値◆

	現況 (H12)	目標 (H29)
動植物相の種数	2,120種 (328種:H22現在) [※]	現状維持
市の名木・古木登録数	36本	現状維持
耕地面積	458ha	約200ha
自然の生物との親しみに対する満足度	36%	50%
オオタカ、ダルマガエル等の希少野生生物の生息状況の確認	確認されている	確認されている
ホタルが見られる水辺の数	10カ所	増やす

※「生き物ハンドブック」(城陽環境パートナーシップ会議:平成22年)で確認している動植物相の種数

自然の重点的取組内容

市民参加による生き物調査を実施し、
多様な種の生息を確認する



4. 多様な動植物が生息・生育できる自然環境の再生・保全・創造

良好な自然環境を保全するためには、動植物の生息・生育できる環境が侵害されないよう、自然と人の共生を模索していかなくてはなりません。私たちの生活は自然が与えてくれる様々な恩恵の上に成り立っています。そのことを理解し、自然環境を再生・保全・創造するために以下のことに取り組みます。

(1) 生物多様性に配慮した生態系の保全・創造

関係機関との連携のもと、開発等にあたって配慮し、適正な保全・管理に努めます。また、ビオトープなど多様な生き物の生息空間を創造します。

(2) 身近な自然環境の再生・保全

市街地に点在する社寺林や並木などの自然環境、雑木林や農地等の維持管理を図り、身近な環境資源を後世に引き継ぐよう再生・保全していきます。

(3) 動植物の保全に関する意識の高揚

人と自然の共生を模索し、生態系の保全・創造を図るために、市域の自然環境の現状を知り、動植物が生息しやすい環境に関する情報を提供し、人間だけでなく生物にとって快適な環境づくりに対する意識の高揚を図ります。また、自然とふれあう体験の場を設けます。

《市の取り組み》

- ・動植物の生息・生育環境を調査し、情報を公開し、提供します。
- ・在来種の動植物の保護に関する、市民の意識を啓発します。
- ・公共施設の植栽には、在来種の導入を進めます。
- ・ビオトープづくりに努めます。
- ・市の名木・古木を認定し、その保全とPRを行います。
- ・木津川沿いに桜つつみを整備します。
- ・鴻ノ巣山の多様な自然環境の保全に努めます。
- ・水度神社参道の並木の保全に努めます。
- ・ホテルが生息する水辺環境の再生・保全に努めます。

《市民の取り組み》

- ・身近な自然環境について学習し、理解を深めるよう努めます。
- ・生き物に対する理解を深め、その生息・生育環境を大切にすよう心がけます。
- ・ペット等の飼育管理を適正に行い、放棄しないよう努めます。
- ・在来種の保全に配慮し、外来種の動植物を適正に管理するよう努めます。
- ・自然に親しむイベントへの参加に努めます。
- ・里山の再生・保全への参加に努めます。

《市民団体の取り組み》

- ・各団体と協働して、生き物調査、自然調査の実施に努めま



《事業者の取り組み》

- す。
- 各団体と協働して、自然に親しむイベントの実施に努めます。
- ビオトープづくりに協力します。
- 各団体と協働して、里山の再生・保全に努めます。

- 開発等を行う際は、できるだけ自然の地形を残すように努めます。
- 在来種の保全に配慮した表土の埋め戻しに努めます。
- 生き物調査や自然環境調査に協力します。
- 自然に親しむイベントに協力します。
- 身近な自然環境の学習に協力します。
- 里山の保全・再生に協力します。



5. 豊かな水環境の保全・創造

河川や農業用水路などの水辺環境を保全し、その恵みを後世に伝えるために、以下のことに取り組みます。

(1) 美しい水辺環境の保全と再生

身近な水辺環境の再生・保全・活用に取り組みます。また、河川の美化や生態系に関する調査などの広域的な視点から取り組みを行います。

(2) 豊かな地下水の保全

市民の生活用水・水道水源である地下水の保全に取り組みます。

《市の取り組み》

- 河川改修の際には多様な生き物の生息環境を確保するよう努めます。
- 河川の生態系に関する調査を実施し、再生・保全に努めます。
- 木津川沿いに桜づつみを整備します。
- 河川を公園づくりに生かすなど、市民に身近な存在となるように努めます。
- 河川の美化に関する意識を啓発します。
- 水道水源の管理のため、地下水の水位や水質を定期的に調査します。
- 地下水の水位・水質の保全に努めます。

《市民の取り組み》

- 河川にゴミを捨てたり、汚さないように努めます。
- 河川の美化活動に協力するよう努めます。
- 釣針や釣糸を河川に捨てずに持ち帰ります。
- 水辺の生き物調査や河川に親しむイベントへの参加に努めます。

《市民団体の取り組み》

- 河川の美化活動の実施に努めます。
- 水辺の生き物調査や河川に親しむイベントの実施に努めます。
- 水辺環境の再生・保全に関する資料の収集とその提供に努めます。

《事業者の取り組み》

- 水辺環境に配慮した工事の実施に努めます。
- 河川の美化活動に協力するよう努めます。
- 水辺の生き物調査や河川に親しむイベントに協力するよう努めます。
- 地下水の適正な利用と維持管理に努めます。
- 化学薬品は適正に管理・使用・処理し、地下水質の保全に努めます。



6. 自然と調和した農業、田園環境の保全・創造

農地の保全、地元産の農産物需要の喚起、市内での低農薬や有機農法等による環境保全型農業の推進などの課題を解決し、自然と調和した農業を継承していくために、以下のことに取り組みます。

(1) 地元産農産物の消費促進と農地の有効活用

地元産農産物の地域内での消費を促進し、環境負荷の低減に努めます。このことは農地の保全にも寄与します。

(2) 低農薬、無農薬、有機栽培等の振興

低農薬、無農薬、有機栽培等をはじめとする環境保全型農業を推進し、農業を通して環境についての理解を深めるよう取り組みます。

《市の取り組み》

- ・ 梅林の保全に努めます。
- ・ 梅のオーナー制度の充実を図ります。
- ・ 荒廃農地の再生活用・保全管理田の有効活用の促進に努めます。
- ・ 農業後継者の育成と確保に努めます。
- ・ 学校教育に農作業体験を取り入れます。
- ・ 学校給食等での低農薬野菜の使用を推進します。
- ・ 学校給食等では地元産の農作物の使用を推進します。
- ・ 観光農業、グリーンツーリズム*¹に協力します。
- ・ 農業体験型イベントに協力します。
- ・ 地元産農産物の販売を支援します。
- ・ 有害鳥獣等の駆除対策に努めます。

《市民の取り組み》

- ・ 梅林の保全活動に協力します。
- ・ 低農薬による農産物を購入するよう努めます。
- ・ 農業体験型イベントへの参加に努めます。
- ・ 地元産の農産物を進んで購入するよう努めます。
- ・ 有害鳥獣等の駆除対策に協力します。

《市民団体の取り組み》

- ・ 荒廃農地の再生活用・保全管理田の有効活用の促進に努めます。
- ・ 農道や農業用水路・排水路等の美化活動の実施に努めます。
- ・ 農業体験型イベントの実施に努めます。

《事業者の取り組み》

- ・ 梅林の保全に努めます。
- ・ 荒廃農地の再生活用・保全管理田の有効活用に努めます。
- ・ 環境に配慮した農業の講座を実施するよう努めます。
- ・ 農業用水路や排水路等への排水の浄化に努めます。
- ・ 無農薬・有機栽培等の振興に努めます。
- ・ 農業廃棄物のリサイクルや堆肥化などに取り組みます。
- ・ 地域作物に関するPRに努めます。
- ・ 地域作物等の朝市や直売所を開くよう努めます。
- ・ 農業体験型イベントの実施に取り組みます。
- ・ 観光農業、グリーンツーリズム*¹の実施に取り組みます。

*1：グリーンツーリズム…自然の豊かな地域で農家民宿などを利用して、自然などと親しむ余暇活動のこと。利用者が農林漁業体験を通じて地域住民との交流を深め、農山漁村が持つ様々な資源を見直すとともに、地域社会の活力の維持に貢献することを目的としている。

7. 東部丘陵地の自然環境の再生・保全

東部丘陵地全体が調和した豊かな自然環境の再生・保全に努めるとともに、山砂利採取の拡大を防止し、良好な自然環境や生活環境の再生・保全・創造に取り組みます。

(1) 東部丘陵地の豊かな自然環境の再生・保全

自然の多く残る東部丘陵地全体の調和のある自然環境の再生・保全に取り組みます。

(2) 山砂利採取地区の制限

砂利採取を禁止する「保全ゾーン」を条例で具体的に定め、良好な自然環境及び生活環境の保全等を図ります。

(3) 山砂利採取跡地の修復

(一財)城陽山砂利採取地整備公社を通じて、山砂利採取跡地の修復整備を行い、自然環境の再生・保全・創造に取り組みます。

《市の取り組み》

- ・青谷地域、鴻ノ巣山等、東部丘陵地の豊かな自然環境の保全に努めます。
- ・山砂利採取跡地を埋め戻し、緑化を含めた再整備を行います。
- ・山砂利採取跡地の整備では、自然環境及び、防災面に十分配慮したものとしします。
- ・山砂利採取に関する出前講座を実施し、情報提供に努めます。
- ・京都府立木津川運動公園の周辺整備に協力します。

《市民の取り組み》

- ・東部丘陵地の自然環境の再生・保全について検討します。
- ・山砂利採取の現状と課題を学習します。
- ・京都府立木津川運動公園の緑豊かな公園づくりに参加します。

《市民団体の取り組み》

- ・京都府立木津川運動公園の緑豊かな公園づくりに協力します。

《事業者の取り組み》

- ・保全区域での砂利採取は行いません。
- ・防災面にも配慮し、山砂利採取跡地の緑化に取り組みます。



快適

◆環境ビジョン◆

城陽らしい景観・街並みと安らぎのあるまち

基本目標

取り組み

8. 車いす、歩行者、自転車、公共交通を優先した、人と環境にやさしい交通体系をつくります

■人と環境にやさしい交通体系の創造
 (1) 自動車の利用を最小限にできるような交通体系の構築
 (2) 安心して歩けるまちづくりの推進
 (3) バリアフリーのまちづくりの推進

9. 身近に自然を感じられる憩いのまちをつくります

■自然を感じる憩いのまちの創造
 (1) 緑豊かなオープンスペースの確保
 (2) 身近に自然を感じられる緑の確保

10. 歴史や文化を受け継ぎ、新しい文化へとつなげていきます

■歴史や文化の継承と新しい文化の創造
 (1) 歴史文化遺産の調査・研究
 (2) 歴史文化遺産の保存と活用
 (3) 新しい文化の創造

11. 城陽らしい、統一感のある景観・街並みをつくります

■城陽らしい景観・街並みの創造
 (1) 地域の個性を生かした景観の保全と創造
 (2) 環境美化の推進

◆環境指標と目標値◆	現況 (H12)	目標 (H29)
1人当たり公園面積	3.8m ²	→ 10m ²
市街化区域の緑被率	19.6%	→ 30%
歩行者街路の快適さに対する満足度	11%	→ 50%
水や水辺とのふれあいに対する満足度	20%	→ 50%
街並みのゆとり、美しさに対する満足度	20%	→ 50%
生け垣の補助件数 (累計)	129件	→ 増やす
	(H13まで)	
グリーンカーテンの取組み実施家庭・公共施設	72件	→ 500件
	(H20年度末)	
クリーン倶楽部城陽登録団体数	5件	→ 40件
	(H21.4末)	
花いっぱい運動の助成件数	27件	→ 33件
	(H24年度末)	

快適の重点的取組内容

潤いとやすらぎの空間を創出する公園の整備

歩行者が安心して歩ける街路の整備

8. 人と環境にやさしい交通体系の創造

公共交通機関の利便性向上や、自転車を利用しやすい道路の整備、全ての人々が安心して通行できる道路施設の整備等を進め、人と環境にやさしい交通体系を創造します。

(1) 自動車の利用を最小限にできるような交通体系の構築

環境保全の観点から、市内の公共交通手段の利便性向上を図るとともに、既存の鉄道路線を活用できる仕組みや、自転車を利用しやすい道路を整備し、環境負荷を低減することに努めます。

(2) 安心して歩けるまちづくりの推進

市民が安心して歩行できるよう、歩道や交通安全施設等の整備を行うとともに、歩行の障害となる放置自転車や迷惑駐車がなくなるように努めます。また、自動車や自転車の運転者に対して啓発を行い、幹線道路以外では歩行者を優先するという意識を高め、歩行者が安心して道を歩ける安全なまちづくりを推進します。

(3) バリアフリーのまちづくりの推進

まちづくりにあたっては、車いすを含めた全ての人々が移動に障害を感じないつくりとなるよう、配慮に努めます。

《市の取り組み》

- ・住宅地内での通過交通の抑制に努めます。
- ・公共交通機関の利便性向上に努めます。
- ・市内の各駅に駐輪場の整備を行います。
- ・城陽さんさんバスの運行助成を行います。
- ・城陽さんさんバスの利用状況を調査し、利便性の向上に努めます。
- ・自転車の利用しやすい道路整備に努めます。
- ・通学路や歩道の整備を行います。
- ・ガードレール、反射鏡等の交通安全施設を整備します。
- ・迷惑駐車の防止に努めます。
- ・放置自転車を撤去し、駐輪秩序を確立します。
- ・道路建設計画に際しては、車いすを含めた全ての人々が安心して移動できるように配慮します。

《市民の取り組み》

- ・自転車や公共交通を利用するよう心がけます。
- ・歩行者を優先した自家用車の運転を行います。
- ・カー・シェアリング*¹の実施に努めます。
- ・パーク・アンド・ライド*²の利用に努めます。
- ・歩行者の通行の妨げになる迷惑駐車・駐輪は行いません。

《事業者の取り組み》

- ・道路上に歩行者の通行の妨げとなる看板や商品を設置しません。
- ・歩行者の通行の妨げとなる迷惑駐車は行いません。



- *1：カー・シェアリング……………複数の個人による自動車の共同所有と利用が発展したもの。総体として交通量が減少し渋滞緩和が期待できるほか、資源消費や廃棄物が減少する効果も期待できる。また、1台の自動車を共同で利用することにより保有にかかる費用が削減されるため、普及が容易になると考えられる。
- *2：パーク・アンド・ライド…自家用車で直接目的地まで行かず、最寄りの駅又はバス停付近の駐車場に自家用車を駐車し、そこから鉄道またはバスに乗り換えて目的地まで行くシステムのこと。都市部への自動車交通の集中を防ぐために利用される。

9. 自然を感じる憩いのまちの創造

快適でうるおいのあるまちづくりを行うために、丘陵地や田園地域、河川敷といった空間的な広がりのあるスペースを確保するとともに、街路や公園における樹木・草花の植栽や、社寺林の保全といった身近な場所に緑あふれるやすらぎの空間を創造し、自然を感じる憩いのまちを創造します。

(1) 緑豊かなオープンスペースの確保

公園等のオープンスペース（空間）を設けるとともに、これら既存施設の維持管理に努めます。

(2) 身近に自然を感じられる緑の確保

街路や公園の植栽等により、身近な場所に緑あふれるやすらぎの空間を創造するとともに、緑の大切さへの認識を深めます。

《市の取り組み》

- ・公園等、身近に自然とふれあう場づくりに努めます。
- ・木津川沿いに桜つつみを整備します。
- ・近郊緑地保全区域の緑の保全に努めます。
- ・地域の開発計画等では身近な公園・広場を設けるよう指導します。
- ・公共施設や街路の緑化を推進します。
- ・緑化に関する啓発を行います。
- ・生垣助成や記念樹配布、グリーンバンク制度の充実等により、身近な緑化を推進します。
- ・学校の緑化を推進します。
- ・市の名木・古木を認定し、その保全とPRを行います。
- ・「花いっぱい運動」を推進します。

《市民の取り組み》

- ・公園等の維持管理に協力します。
- ・宅地内における緑化に努めます。
- ・緑化に関するイベント等に参加し、花と緑のまちづくりに協力します。
- ・放置竹林の整備に参加します。
- ・社寺林や市の名木・古木の保全に協力します。
- ・「花いっぱい運動」に参加します。

《市民団体の取り組み》

- ・緑化に関するイベント等の実施に努めます。
- ・公園等の維持管理に協力します。
- ・放置竹林の整備に取り組みます。
- ・「花いっぱい運動」に取り組みます。

《事業者の取り組み》

- ・開発等を行う際には、自然の緑を極力残すよう努めます。
- ・開発等を行う際には、公園・広場を設けるよう努めます。
- ・事業所敷地内における緑化を推進します。
- ・緑化に関するイベント等に参加します。



10. 歴史や文化の継承と新しい文化の創造

市内に多数存在する重要な歴史文化遺産を、市民共有の財産として後世に継承し、さらに新しい文化へとつなげていくために、以下のことに取り組みます。

(1) 歴史文化遺産の調査・研究

遺跡の発掘など歴史文化遺産の調査を行い、市民共有の財産とします。

(2) 歴史文化遺産の保存と活用

歴史文化遺産を保存・活用して後世に継承し、ふるさと意識の形成を図ります。

(3) 新しい文化の創造

先人たちが築いた歴史・文化を受け継ぎ、次世代に新しい文化をつないでいくためには、文化的な活動の振興を図る必要があります。多様な文化的活動が振興するような取り組みを進めます。

《市の取り組み》

- ・市内の遺跡や文化財等を調査研究し、保全します。
- ・緑豊かな憩いの場として古墳等の史跡を保全・整備します。
- ・歴史民俗資料館で文化財等を展示し、市民への情報提供を行います。
- ・山背古道や緑と歴史の散歩道をPRし、さらに新たな散歩道の設定を推進します。
- ・文化パーク城陽を活用した取り組みと、文化の創造に努めます。
- ・文化協会や社会教育関係団体を支援します。
- ・文化施設の利便性の向上に努めます。

《市民の取り組み》

- ・市内の遺跡や文化財等の調査・保全に協力します。
- ・歴史民俗資料館を活用し、歴史学習に努めます。
- ・地域の伝統行事や文化活動への参加に努めます。
- ・歴史的街並みや景観づくりに協力します。

《市民団体の取り組み》

- ・文化情報の収集・提供に努めます。
- ・文化活動への参加機会の提供に努めます。
- ・市内の遺跡や文化財等の調査・保全に協力します。
- ・団体間の情報交換と連携に努めます。

《事業者の取り組み》

- ・市内の遺跡や文化財等の調査・保全に協力します。
- ・歴史的街並みや景観づくりに協力します。
- ・地域の文化活動に協力します。



11. 城陽らしい景観・街並みの創造

地域特有の景観をまちづくりに生かした城陽らしい景観・街並みの創造に向けて、以下のことに取り組みます。

(1) 地域の個性を生かした景観の保全と創造

地域特有の景観を大切にし、まちづくりに生かしていくため、城陽らしい景観の保全と創造に向けた取り組みを進めます。

(2) 環境美化の推進

身近な地域の清掃活動や不法投棄の監視・指導などを通じて、環境美化の意識を高め、美しいまちづくりに取り組みます。

《市の取り組み》

- ・地域開発や公園整備を行う際には、統一感のある景観の形成に努めます。
- ・木津川沿いに桜つつみを整備します。
- ・鴻ノ巣山・青谷梅林・水度神社参道等の景観の保全に努めます。
- ・不法投棄の防止と啓発に努めます。
- ・公園等の適切な維持管理に努めます。
- ・違反広告物の撤去指導を行います。
- ・ごみのポイ捨てやペットの糞の放置を防止するよう、意識の啓発を行います。
- ・雑草の除去など、空き地の適切な管理を指導します。
- ・地域の環境美化活動に協力します。
- ・空き家バンク制度の充実を図ります。

《市民の取り組み》

- ・家屋の建設・改築に際しては、周辺環境との調和に努めます。
- ・環境美化活動に参加するよう努めます。
- ・ごみのポイ捨てはやめて、清潔で美しいまちにするよう心がけます。
- ・不法投棄は行いません。
- ・ペットの糞は、飼い主が責任を持って始末します。
- ・雑草の除去など、自ら所有する空き地を適切に管理します。

《市民団体の取り組み》

- ・環境美化活動の実施に努めます。
- ・不法投棄の防止と啓発に協力します。

《事業者の取り組み》

- ・工場や店舗の建設・改築に際しては、周辺環境との調和に努めます。
- ・広告物や自動販売機は、周辺の景観に配慮して設置するよう努めます。
- ・環境美化活動への参加・協力を努めます。
- ・雑草の除去など、自ら所有する空き地を適切に管理します。
- ・不法投棄は行いません。



循環

◆環境ビジョン◆

循環型社会を形成するとともに負の遺産を解消し、新しい環境財産をつくり出すまち

基本目標

取り組み

12. 3R（リデュース、リユース、リサイクル）のシステムづくりを推進し、ゼロエミッションを目指します

■3R（リデュース、リユース、リサイクル）のシステムづくり
 (1) ごみの発生抑制
 (2) 不用品の再利用促進や廃棄物のリサイクル体制の確立
 (3) 環境にやさしいごみ処理の推進

13. 省エネルギーを推進するとともに、再生可能エネルギーを積極的に活用します

■省エネルギーの推進と再生可能エネルギーの活用
 (1) 省エネルギーの推進
 (2) 環境にやさしいエネルギーの利用

14. 水の循環システムを確立するとともに、有効利用を推進します

■水の循環システムの確立と有効利用
 (1) 健全な水循環の確保
 (2) 水資源の適正利用

◆環境指標と目標値◆

	現況 (H12)	目標 (H29)
家庭系一人一日あたりごみ排出量	約 680 g	→ 約 590g
市内の電力 (100V) 消費量 (関西電力㈱供給分)	161,961 千 kWh	→ 145,000 千 kWh
家庭用一人一日あたりの水の使用量	316L (H19 年度)	→ 減らす
生ごみ処理機への補助対象件数 (累計)	1,083 件 (H13 年度末)	→ 増やす
廃食用油の回収箇所・回収量 (L)	(箇所) 26 件 (回収量) 6,400L (H20 年度末)	→ (箇所) 70 件 (回収量) 17,000L

循環の重点的取組内容

**パートナーシップによる新たな
リサイクルシステムの確立**

**リサイクル・省エネルギー・再生可能エネルギー
導入の推進**

12. 3R（リデュース、リユース、リサイクル）のシステムづくり

環境負荷の少ない循環型社会を形成するため、3R（発生抑制、再使用、再資源化）の各段階においてごみ対策に取り組んでいきます。消費者は、環境への負荷の少ない製品を優先的に購入し、生産者は再使用・再資源化を考慮した製品作りに取り組めます。

（1）ごみの発生抑制

日々の生活の中で、ごみ問題の根幹である発生段階における排出量抑制に努めます。このなかには、壊れた製品を修理して再利用することや、耐用年数の長い製品を購入することも含まれます。

また、3R（発生抑制、再使用、再資源化）のシステムづくりに努め、これらの環境に配慮した行動を推進していきます。

（2）不用品の再利用促進や廃棄物のリサイクル体制の確立

不用品の活用や分別収集の徹底など、廃棄物の再利用を進め、資源を有効に利用するとともに、ごみとして排出される量を減らします。

（3）環境にやさしいごみ処理の推進

コンポスト化等、ごみの減容化・無害化に寄与し、かつ、環境への負荷の少ない処理方法の導入に努めます。

《市の取り組み》

- ・事業実施の際には可能な限りごみの発生量を減らします。
- ・庁内のグリーン購入・グリーン調達を推進します。
- ・建設副産物の再利用・リサイクルを推進します。
- ・廃棄物の削減・資源化の取り組みを啓発・支援します。
- ・ごみの排出量が低減される施策を一層進めます（ごみ分別の徹底等）。
- ・放置自転車のリサイクルに協力します。
- ・既存の施設を活用した地域のリサイクル拠点づくりに努めます。
- ・学校給食等からの廃食用油の再利用を推進します。
- ・家庭からの生ごみの飼料化を推進します。
- ・学校給食等からの生ごみの飼料化を推進します。
- ・廃食用油の回収、再利用に努めます。

《市民の取り組み》

- ・ごみ削減の意識を持ち、ごみの減量をより一層進めます。
- ・買い物袋や容器を持参し、簡易包装を申し出るよう努めます。
- ・グリーン購入を推進します。
- ・再使用できるものを選んで購入するよう努めます。
- ・耐久消費財（家具、電化製品等）は修理して長く使うよう心がけます。
- ・トレーや紙パックなどのリサイクルに協力します。



《市民団体の取り組み》

- 生ごみの堆肥化に取り組みます。
- ごみは正しく分別します。
- 廃食用油の回収、再利用に取り組みます。
- リサイクル市などを実施します。
- エコベース*1の普及・啓発に努めます。
- 生ごみ処理に関する情報収集とその提供に努めます。
- 廃食用油の再利用に努めます。

《事業者の取り組み》

- 再使用・再資源化しやすい商品の開発・販売に努めます。
- 事業所等でゼロエミッションに取り組みます。
- 事業所の環境保全に関する取り組みのPRに努めます。
- グリーン購入・グリーン調達を推進します。
- デポジット制度の導入に取り組みます。
- 耐久消費財（家具、電化製品等）の修理体制づくりを進めます。
- トレー回収の推進に取り組みます。
- 過剰包装をしないよう努めます。
- 容器包装の素材を正しく表示します。
- 容器包装リサイクル法、家電リサイクル法等の新しい法制度に基づく分別収集、再資源化に責任を果たします。

*1：エコベース……野球を基本に「人」の「環境」にやさしいニュースポーツとして開発されたもの。開発メンバーの中心が城陽市民であったことから、市内で注目されている。老若男女を問わず、障害者も容易にプレーできることから「人にやさしい」とされ、その用具が再資源化できる素材（竹とPET）という点から「環境にやさしい」とされている。



13. 省エネルギーの推進と再生可能エネルギーの活用

後世に持続的な経済発展と良好な地球環境を継承するため、私たち一人ひとりが、日々の暮らしの中でできる省エネルギー行動を実行します。一人ひとりの成果は微々たるものであっても、累積すれば大きな成果となる取り組みをめざします。

(1) 省エネルギーの推進

効率的にエネルギーを使い、無駄なエネルギー消費を抑えることに努めます。

(2) 環境にやさしいエネルギーの利用

環境負荷の少ない再生可能エネルギーの利用に積極的に取り組みます。

《市の取り組み》

- ・ 市内での節電等、省エネルギーを推進します。
- ・ 公用車へのエコカー（低燃費車、EV、HV）の導入を進めます。
- ・ エコドライブの実施と啓発を行います。
- ・ 家庭・事業所での省エネ活動を進める仕組みづくりに努めます。
- ・ 環境家計簿に関する啓発を行います。
- ・ 省エネルギー型住宅に関する情報提供に努めます。
- ・ 再生可能エネルギーについての情報提供に努めます。
- ・ 公共施設への再生可能エネルギーの導入に努めます。
- ・ 市民の再生可能エネルギーの導入に向けた仕組みづくりに努めます。

《市民の取り組み》

- ・ 家庭での節電等、省エネルギーに努めます。
- ・ 節電型、節水型など、省エネルギー型商品の使用に努めます。
- ・ 自家用車のエコドライブに努めます。
- ・ 環境家計簿を活用し、省エネルギーに取り組みます。
- ・ 家庭での再生可能エネルギーの導入に努めます。

《市民団体の取り組み》

- ・ エコドライブに関する啓発に努めます。
- ・ 省エネルギー・再生可能エネルギーに関する情報収集とその提供に努めます。
- ・ 再生可能エネルギーの普及に向けた率先行動に努めます。

《事業者の取り組み》

- ・ 事業所での節電等、省エネルギーに努めます。
- ・ 営業車のエコドライブに努めます。
- ・ 節電型、節水型など省エネルギー型商品の開発、製造、販売に努めます。
- ・ 事業所での再生可能エネルギーの導入に努めます。



14. 水の循環システムの確立と有効利用

市域での健全な水循環を取り戻すため、限りある水資源の有効利用に努めます。

(1) 健全な水循環の確保

市域の水循環を取り戻すため、雨水の有効活用等に努めます。

(2) 水資源の適正利用

水を使用する場での無駄を省き、効率的かつ節水型の水利用に努めます。

《市の取り組み》

- 雨水浸透ますや透水性舗装の普及に努めます。
- 涵養機能のある水田や森林などの保全に努めます。
- 市民に対する水資源の有効活用の啓発を行います。
- 庁内において節水を進めます。
- 公共施設の敷地内は、極力雨水が浸透しやすい状態に保ちます。
- 公共施設での雨水利用を進めます。
- 雨水利用の促進に向けた施策を推進します。

《市民の取り組み》

- 家庭での節水に努めます。
- 宅地内は、極力雨水が浸透しやすい状態に保つよう努めます。
- 雨水の利用に努めます。

《市民団体の取り組み》

- 雨水利用の促進に向けた啓発に努めます。

《事業者の取り組み》

- 事業活動での節水に努めます。
- 地下水の適正利用に努めます。
- 雨水の利用に努めます。
- 事業所敷地内では、極力雨水が浸透しやすい状態に保つよう努めます。

参加

◆環境ビジョン◆

全ての人々が参加し、パートナーシップで行動するまち

基本目標

15. 全ての人々が当事者の意識をもち、環境を良くするためにパートナーシップで取り組みます

取り組み

- 全員参加とパートナーシップの仕組みづくり
 - (1) 環境情報の共有
 - (2) 全ての人々が環境保全活動に参加できる仕組みづくりの推進
 - (3) 人と人とのふれあいのあるコミュニティづくりの推進
 - (4) 環境ボランティアの養成

16. 環境配慮活動を進んで行えるような、社会の仕組みづくりに取り組みます

- 環境に配慮できる社会の仕組みづくり
 - (1) 環境影響評価の実施
 - (2) 環境に配慮した社会経済活動の推進

17. 環境学習・環境教育の参加機会を広げ、環境にやさしい人をはぐくみます

- 環境学習・環境教育の推進
 - (1) 環境学習・環境教育の推進
 - (2) 城陽らしさを生かした環境教育の推進

◆環境指標と目標値◆

環境に関するイベント・学習会等への参加経験の割合
 環境を学ぶ機会の満足度
 環境マネジメントシステムの導入事業所数

現況 (H12)	目標 (H29)
16% (イベントへの参加)	→ 50%
データなし	→ 50%
6事業所 (H13年度末)	→ 増やす

参加の重点的取組内容

パートナーシップによる環境イベントの開催

市民、事業者、庁内、学校、園等を対象とした
 環境学習会の拡充



15. 全員参加とパートナーシップの仕組みづくり

環境をよくするために全ての人々が当事者の意識を持ち、相互に協力・協働したパートナーシップでの取り組みを進めます。

(1) 環境情報の共有

環境情報の収集・整理を行い、情報を共有できる仕組みづくりを進めます。

(2) 全ての人々が環境保全活動に参加できる仕組みづくりの推進

個別の環境保全活動にとどまらず、市民・市民団体・事業者が連携して環境保全活動に取り組めるよう、活動の場の設置や情報交換などを行っていきます。

(3) 人と人とのふれあいのあるコミュニティづくりの推進

全ての人々が地域とのつながりを認識し、連帯意識を持って、環境保全活動の充実・活発化に努めます。

(4) 環境ボランティアの養成

環境ボランティアを養成し、城陽市の豊かな自然環境の保全に努めます。

《市の取り組み》

- ・ 環境情報を発信し、情報交換を行います。
- ・ 環境に関する資料を作成し配布します。
- ・ 環境保全活動に関する情報を提供します。
- ・ 環境保全に関するボランティアの育成に努めます。
- ・ 市民の環境に対する意識を調査し、市の施策に反映します。
- ・ 市・市民・市民団体・事業者相互のネットワーク化に努めます。
- ・ 既存の施設を有効活用し、環境保全活動の場の提供に努めます。

《市民の取り組み》

- ・ パートナーシップによる環境保全活動に参加し、更なる連帯意識の向上に努めます。

《市民団体の取り組み》

- ・ パートナーシップによる環境保全活動の実施に努めます。
- ・ 団体間の情報交換を行い、協力体制を確立するよう努めます。

《事業者の取り組み》

- ・ パートナーシップによる環境保全活動に参加し、更なる連帯意識の向上に努めます。

16. 環境に配慮できる社会の仕組みづくり

通常の事業活動や日常生活を含めた幅広い社会経済活動を、環境への負荷の少ないものに変えていくため、以下のことに取り組みます。

(1) 環境影響評価の実施

環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業については、事業実施の前に環境影響評価を行い、その周辺環境への影響を調査・評価するとともに、調査結果を事業計画にフィードバックすることで環境の悪化を未然に防止します。

(2) 環境に配慮した社会経済活動の推進

市民が日々の生活の中で環境問題に取り組み、事業者が環境に配慮した事業活動を行うことにより、社会全体での環境負荷の低減を目指します。

《市の取り組み》

- 環境基本計画の推進体制を整備し、着実な進行管理を行います。
- 庁内でのグリーン購入・グリーン調達を推進します。
- 環境影響評価制度の導入に向けた取り組みを進めます。
- 庁内における J-EMS（城陽市環境マネジメントシステム）の取り組みを推進します。
- 環境マネジメントシステムに関する情報提供を行います。
- 環境家計簿に関する啓発を行います。
- 事業者との間で必要に応じて環境への負荷を低減するための協定を結びます。

《市民の取り組み》

- グリーン購入の推進に努めます。
- 環境家計簿を活用し、環境に配慮した行動に努めます。

《事業者の取り組み》

- 事業所等でゼロエミッションに取り組みます。
- グリーン購入・グリーン調達を推進します。
- 環境マネジメントシステムの構築に取り組みます。
- 環境会計の導入に取り組みます。
- カーボンオフセットの実施に努めます。



17. 環境学習・環境教育の推進

市民や事業者の環境問題への関心を喚起し、一人ひとりが体験・行動を通じた環境活動に取り組むことができるよう、以下のことに取り組めます。

(1) 環境学習・環境教育の推進

環境に関する情報や学習機会、学習の場の提供とともに、環境教育を担う人材の育成を図り、継続的な取り組みを目指します。

(2) 城陽らしさを生かした環境教育の推進

身近な自然、歴史、地域の産業等を通して、地域の環境への理解を深めます。

《市の取り組み》

- ・ 環境に関する各種行事を開催し、学習機会を提供します。
- ・ 図書館やコミュニティセンター等で、環境に関する情報を提供します。
- ・ 城陽の自然や歴史遺産を生かした環境学習の実施に努めます。
- ・ 環境に関する出前講座を実施します。
- ・ 環境教育を担う人材の育成に努めます。
- ・ 環境教育のための資料や教材等を作成し、提供します。
- ・ 既存の施設を活用し、環境学習の場の提供に努めます。
- ・ 小中学校にコンピューターを整備し、環境情報を収集できるようにします。
- ・ パートナーシップ会議と連携し、こどもエコクラブ等の活動を促進します。
- ・ 小中学校の総合学習の時間に環境学習を取り入れます。
- ・ グリーンカーテン普及に努めます。

《市民の取り組み》

- ・ 環境に関する情報を収集し、理解を深めるよう心がけます。
- ・ 環境に関する各種行事に積極的に参加するよう努めます。
- ・ こどもエコクラブ等の活動に参加するよう努めます。
- ・ グリーンカーテンに取り組めます。
- ・ 環境関連検定（エコ検定等）の講習会に参加します。

《市民団体の取り組み》

- ・ 環境に関する講座の実施に努めます。
- ・ 環境教育を担う人材の育成に協力します。
- ・ 環境リーダーの養成に努めます。
- ・ 環境教育の教材づくりに努めます。
- ・ 城陽の自然や市内の歴史遺産を生かした環境教育に努めます。
- ・ 環境関連検定（エコ検定等）の講習会を実施します。
- ・ 省エネ知恵 BOOK の活用を図ります。

《事業者の取り組み》

- ・ 環境に関する各種行事に協力します。
- ・ 事業所の環境保全に関する取り組みのPRに努めます。

地球環境

◆環境ビジョン◆

地球環境を考えて地域で行動するまち

基本目標

18. 私たちの行動が地球環境に影響を与えていることを認識し、身近な地域で行動を起こします

取り組み

- 身近な地域から始める地球環境の保全
 - (1) 地球温暖化の防止
 - (2) 地球規模での森林資源の保全、オゾン層の保護、酸性雨の防止
 - (3) 地球環境保全に関する学習・啓発活動

◆環境指標と目標値◆

	現況 (H12)	目標 (H29)
地球環境問題に対する関心度	72%	→ 100%
環境家計簿を実施したことのある世帯の割合	データなし	→ 10%
市全体のCO ₂ 排出量の削減 (電力消費量からのみCO ₂ 換算)	0.140 × 10 ⁶ t-CO ₂	→ 0.126 × 10 ⁶ t-CO ₂ (10%削減)

地球環境の重点的取組内容

温暖化防止の啓発に取り組み、行動につなげる

18. 身近な地域から始める地球環境の保全

自らの行動が地球環境に影響を与えていることを認識し、関係機関、団体等と連携しつつ、以下の取り組みを進めます。

(1) 地球温暖化の防止

日々の活動に伴って発生する、地球温暖化の原因となる二酸化炭素などの温室効果ガスを削減するよう努めます。

(2) 地球規模での森林資源の保全、オゾン層の保護、酸性雨の防止

日々の生活の中で、再生紙の使用やアイドリングストップなど、地球規模の環境保全に直接的・間接的に役立つ行動に、意識的かつ継続的に取り組んでいきます。

(3) 地球環境保全に関する学習・啓発活動

私たち一人ひとりの行動が地域や地球の環境に影響を与えていることを理解し、着実に環境保全活動を拡大していくことが求められています。市民・市民団体・事業者が地球環境の実態を知り、自分たちにできる保全策を知るために、情報の提供や啓発活動、環境保全活動を推進していきます。

《市の取り組み》

- ・地球環境の保全に向け、率先して行動します。
- ・地球温暖化防止実行計画を推進します。
- ・環境家計簿に関する啓発を行います。
- ・地球環境保全に関する環境教育・啓発活動を推進します。
- ・地球環境保全に関する自治体のネットワークに参加します。
- ・公共事業において森林資源の保全に配慮した製品を使用します。
- ・紙の使用量の削減と再資源化、再生紙の使用を進めます。
- ・クールアースデーに取り組みます。

《市民の取り組み》

- ・地球環境保全に関するイベントに参加するよう努めます。
- ・環境家計簿を活用し、地球温暖化防止に取り組みます。
- ・家庭での節電等、省エネルギーに努めます。
- ・自転車や公共交通機関等を利用し、自家用車の利用削減に努めます。
- ・自家用車からの排気ガスの削減に努めます。
- ・紙の使用量の削減と再資源化、再生紙の使用に努めます。
- ・森林資源の保全に配慮した製品の購入に努めます。
- ・法規制に該当する製品(冷蔵庫、エアコンなど)は、適正な手順で処理・処分します。
- ・クールアースデーに取り組みます。

《市民団体の取り組み》

- ・地球環境保全に関する情報収集とその提供に努めます。
- ・地球環境保全に関するイベントの実施に努めます。
- ・団体間での情報交換と連携に努めます。

《事業者の取り組み》

- ・事業所での省エネルギーに取り組みます。

- 営業車からの排気ガスの削減に努めます。
- 森林資源の保全に配慮した製品の購入に努めます。
- 法規制に該当する製品(冷蔵庫、エアコンなど)は、適正な手順で処理・処分します。
- 紙の使用量の削減と再資源化、再生紙の使用に努めます。
- 産業廃棄物の適正処理を徹底します。
- 地球環境保全に関する議論への参加に努めます。
- 社員研修に地球環境保全に関する学習を組み入れるよう努めます。
- 地球環境保全に関するイベントに協力します。
- クールアースデーに取り組みます。

